

令和5年1月30日

東葛中部地区総合開発事務組合議会
令和5年第1回定例会会議録

東葛中部地区総合開発事務組合議会

東葛中部地区総合開発事務組合議会
令和5年第1回定例会会議録

目 次

○開	会	2								
○管	理	者	選	挙	2					
○副	管	理	者	選	挙	4				
○会	期	の	決	定	5					
○会	議	録	署	名	議	員	の	指	名	5
○議	案	第	1	号	5					
○議	案	第	2	号	6					
○議	案	第	3	号	6					
○議	案	第	4	号	7					
○議	案	第	5	号	7					
○議	案	第	6	号	8					
○一	般	報	告	8						
○一	般	質	問	8						
○閉	会	8								
○署	名	9								

東葛中部地区総合開発事務組合議会
令和5年第1回定例会会議録



令和5年1月30日（月）午後3時00分開議

議事日程

- 日程第 1 管理者選挙
日程第 2 会期の決定
日程第 3 会議録署名議員の指名
日程第 4 議案第1号 東葛中部地区総合開発事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
日程第 5 議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 6 議案第3号 東葛中部地区総合開発事務組合職員高齢者部分休業条例の制定について
日程第 7 議案第4号 職員の身分等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8 議案第5号 東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9 議案第6号 令和5年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計予算について
日程第10 一般報告
日程第11 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のほかに次の事件を付した
副管理者選挙

出席議員（6名）

1番	井崎義治君	2番	森亮二君
3番	加藤雅美君	4番	円谷憲人君
5番	星野順一郎君	6番	甲斐俊光君

説明のため議場へ出席した者

副管理者 太田和美君 代表監査委員 山崎直人君

会計管理者	藤本裕司君	事務局長	丸山正晃君
主管者	稲荷田修一君	主管者	伊藤紀幸君
主管者	高見澤隆君	総務課長	秋元敏男君
斎場長	荒井真実君	周辺整備室長	片桐司君

職務のため議場へ出席した者

総務課主幹 吉澤誠君

○

午後3時00分開会

○議長（甲斐俊光君） ただ今から、東葛中部地区総合開発事務組合議会、令和5年第1回定例会を開会いたします。

○

午後3時00分開議

○議長（甲斐俊光君） 直ちに会議を開きます。

○議長（甲斐俊光君） 定例会招集の挨拶並びに事業報告については、現在、管理者の職務代理者を務めております太田副管理者から提出されておりますので、御手元の印刷物により御了承願います。

○議長（甲斐俊光君） ここで御紹介をいたします。

我孫子市長に当選されました、星野順一郎議員が組合規約第5条第2項の規定により出席しております。

星野順一郎議員の挨拶を許します。

〔5番議員 星野順一郎君挨拶〕

○5番議員（星野順一郎君） 我孫子の星野です。また戻ってまいりました。4年間引き続きよろしく申し上げます。

○議長（甲斐俊光君） 日程に入るに先立ち報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による説明員の出席要求に対し、当局より説明員の職及び氏名の通知がありました。

また、監査委員から令和4年7月分から11月分に関する例月現金出納検査の結果報告がありました。

いずれも各位の御手元に配付の印刷物により、御了承願います。

以上で報告を終わります。

○

○議長（甲斐俊光君） 日程第1、管理者選挙を議題に供します。

管理者が組合規約第8条第1項の規定により、令和5年1月24日をもって管理者の職でなくなったので、管理者が空席となっております。

組合規約第7条第2項の規定により選挙を行います。

会議規則第10条の規定により、選挙の方法についてお諮りいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり。〕

○1番議員（井崎義治君） 議長。

○議長（甲斐俊光君） 井崎義治議員。

○1番議員（井崎義治君） 管理者選挙の方法につきましては、慣例によりまして、指名推選の方法にいたしたいと思っておりますので、お諮りをお願いいたします。

○議長（甲斐俊光君） お諮りいたします。

ただいま井崎義治議員から、指名推選の方法によるという発言がありました。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（甲斐俊光君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙は指名推選による方法と決しました。

お諮りいたします。

井崎義治議員を、管理者の指名推選者にいたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（甲斐俊光君） 御異議なしと認めます。

よって、井崎義治議員において指名することに決しました。

井崎義治議員。

○1番議員（井崎義治君） 管理者には、柏市長の太田和美副管理者を指名推選いたしたいと思っておりますので、お諮りをお願いいたします。

○議長（甲斐俊光君） お諮りいたします。

管理者には、井崎義治議員において指名推選のありました、柏市長の太田和美副管理者ということですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（甲斐俊光君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名推選のありました、柏市長であります、太田和美副管理者が管理者に当選されました。

ただいま、管理者に当選されました太田和美副管理者が場内におられますので、本席から会議規則第11条第2項の規定による当選の告知をいたします。

管理者に当選されました、太田和美副管理者の挨拶を許します。

〔管理者 太田和美君挨拶〕

○管理者（太田和美君） このたび、管理者に御指名をいただきました太田和美でございます。円滑な運営に努めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐俊光君） ここで暫時休憩いたします。
午後 3 時 0 4 分休憩

○

午後 3 時 0 5 分再開

○議長（甲斐俊光君） 会議を再開いたします。

○

○議長（甲斐俊光君） ただいま副管理者が管理者に当選いたしましたので、副管理者が欠員となりました。

この際、会議規則第 8 条の規定により、副管理者選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（甲斐俊光君） 御異議なしと認めます。

よって、副管理者選挙を日程に追加し選挙を行います。

会議規則第 10 条の規定により、選挙の方法についてお諮りいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり。〕

○5 番議員（星野順一郎君） 議長。

○議長（甲斐俊光君） 星野順一郎議員。

○5 番議員（星野順一郎君） 副管理者選挙の方法につきましては、慣例によって、指名推選の方法でお願いしたいと思います。お諮りをお願いいたします。

○議長（甲斐俊光君） お諮りいたします。

ただいま星野順一郎議員から、指名推選の方法によるという発言がございました。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（甲斐俊光君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙は指名推選による方法と決まりました。

お諮りいたします。

星野順一郎議員を、副管理者の指名推選者にいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（甲斐俊光君） 御異議なしと認めます。

よって、星野順一郎議員において指名することに決まりました。

星野順一郎議員。

○5番議員（星野順一郎君） 副管理者につきましては、流山市長の井崎議員を指名推選したいと思ひます。

お諮りをお願いしします。

○議長（甲斐俊光君） お諮りいたしします。

副管理者には、星野順一郎議員において指名推選のありました、流山市長の井崎義治議員ということでございますが、これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（甲斐俊光君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名推選のありました、流山市長の井崎義治議員が副管理者に当選いたししました。

会議規則第11条第2項の規定による当選の告知をいたしします。

副管理者に当選されました、井崎義治議員の挨拶を許しします。

〔副管理者 井崎義治君挨拶〕

○副管理者（井崎義治君） 職責をしっかりと果たしてまいります。どうぞよろしくお願ひいたしします。

○議長（甲斐俊光君） ここで暫時休憩いたしします。

午後3時07分休憩

○

午後3時08分再開

○議長（甲斐俊光君） 会議を再開いたしします。

○

○議長（甲斐俊光君） 日程第2、会期の決定を議題といたしします。

お諮りいたしします。

会期は会議規則第4条第1項の規定により、本日1日と定めたいと思ひます。

これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（甲斐俊光君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決まりました。

○

○議長（甲斐俊光君） 日程第3、会議録署名議員の指名をいたしします。

会議録署名議員は、会議規則第19条の規定により、議長において、森 亮二議員及び円谷憲人議員を指名いたしします。

○

○議長（甲斐俊光君） 日程第4、議案を上程いたしします。

議案第1号を議題に供しします。

〔末尾参照〕

- 議長（甲斐俊光君） 説明を求めます。事務局長。
- 事務局長（丸山正晃君） 議案第1号につきましては、御手元に配付してあります、事務局議案説明書の1ページのとおりでございます。
- 議長（甲斐俊光君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。
発言を許します。質問はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり。〕
- 議長（甲斐俊光君） ないものと認めます。
よって、質疑を打ち切ります。
採決を行います。
議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
〔挙手全員〕
- 議長（甲斐俊光君） 挙手全員でございます。
よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。



- 議長（甲斐俊光君） 日程第5、議案第2号を議題に供します。
〔末尾参照〕
- 議長（甲斐俊光君） 説明を求めます。事務局長。
- 事務局長（丸山正晃君） 議案第2号につきましては、御手元に配付してあります、事務局議案説明書の3ページのとおりでございます。
- 議長（甲斐俊光君） 説明が終わりましたので質疑に移ります。
発言を許します。質問はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり。〕
- 議長（甲斐俊光君） ないものと認めます。
よって、質疑を打ち切ります。
採決を行います。
議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
〔挙手全員〕
- 議長（甲斐俊光君） 挙手全員でございます。
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。



- 議長（甲斐俊光君） 日程第6、議案第3号を議題に供します。
〔末尾参照〕
- 議長（甲斐俊光君） 説明を求めます。事務局長。
- 事務局長（丸山正晃君） 議案第3号につきましては、御手元に配付してあります、事務局議案説明書の5ページのとおりでございます。
- 議長（甲斐俊光君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。
発言を許します。質問はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（甲斐俊光君） ないものと認めます。
よって、質疑を打ち切ります。
採決を行います。
議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
〔挙手全員〕

○議長（甲斐俊光君） 挙手全員でございます。
よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。



○議長（甲斐俊光君） 日程第7、議案第4号を議題に供します。
〔末尾参照〕

○議長（甲斐俊光君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（丸山正晃君） 議案第4号につきましては、御手元に配付してあります、事務局議案説明書の6ページのとおりでございます。

○議長（甲斐俊光君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。
発言を許します。質問はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（甲斐俊光君） ないものと認めます。
よって、質疑を打ち切ります。
採決を行います。
議案第4号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
〔挙手全員〕

○議長（甲斐俊光君） 挙手全員でございます。
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。



○議長（甲斐俊光君） 日程第8、議案第5号を議題に供します。
〔末尾参照〕

○議長（甲斐俊光君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（丸山正晃君） 議案第5号につきましては、御手元に配付してあります、事務局議案説明書の7ページのとおりでございます。

○議長（甲斐俊光君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。
発言を許します。質問はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（甲斐俊光君） ないものと認めます。
よって、質疑を打ち切ります。
採決を行います。
議案第5号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
〔挙手全員〕

○議長（甲斐俊光君） 挙手全員でございます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（甲斐俊光君） 日程第9、議案第6号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（甲斐俊光君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（丸山正晃君） 議案第6号につきましては、御手元に配付してあります、事務局議案説明書の8ページのとおりでございます。

○議長（甲斐俊光君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

発言を許します。質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（甲斐俊光君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第6号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（甲斐俊光君） 挙手全員でございます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（甲斐俊光君） 日程第10、一般報告を行います。

お諮りいたします。

一般報告につきましては、別紙印刷物をもって省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（甲斐俊光君） 御異議なしと認めます。

よって、一般報告は別紙印刷物をもって省略いたします。

○

○議長（甲斐俊光君） 日程第11、一般質問を行います。

質問を許します。質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（甲斐俊光君） ないものと認めます。

よって、一般質問を終結いたします。

○議長（甲斐俊光君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件等は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、東葛中部地区総合開発事務組合議会令和5年第1回定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時16分閉会

会議規則第19条の規定により下記に署名する。

令和5年 2月22日

議会議長 甲斐俊光

議会議員 森 亮二

議会議員 円谷 憲人

資料

令和5年1月30日

東葛中部地区総合開発事務組合
令和5年第1回定例会
議案

議案第1号～議案第6号

東葛中部地区総合開発事務組合

東葛中部地区総合開発事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

東葛中部地区総合開発事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 1 月 3 0 日 提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者職務代理者
東葛中部地区総合開発事務組合
副管理者 太 田 和 美

提案理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い，同法の施行に関し必要な事項を定めたいので提案する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第 号

東葛中部地区総合開発事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

(条例個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第3条 組合の機関（管理者及び監査委員をいう。以下同じ。）は、個人情報ファイル（法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルに限る。）について、個人情報ファイル簿とは別に、それぞれ同条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号並びに令第21条第6項に掲げる事項を記載した帳簿（以下「条例個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 法第74条第2項第1号から第8号まで及び第10号に掲げる個人情報ファイル

(2) 前項又は法第75条第1項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 法第60条第2項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が前項又は法第75条第1項の規定による公表に係る法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるもの

3 第1項の規定にかかわらず、組合の機関は、記録項目の一部若しくは法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を条例個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(開示請求の手続)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、組合の機関が定める事項を記載しなければならない。

(開示情報)

第5条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、東葛中部地区総合開発事務組合情報公開条例（平成15年東葛中部地区総合開発事務組合条例第5号）第7条第2号ウに掲げる情報のうち、当該公務員等の氏名に係る部分とする。

(開示決定等の期限)

第6条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、組合の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、組合の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第7条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、組合の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決

定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、組合の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(費用負担)

第8条 保有個人情報の開示請求に係る手数料は、徴収しない。

2 開示決定に基づく保有個人情報の開示に係る文書又は図画の写しの交付を受ける者は、組合の機関が定める額の当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

3 開示決定に基づく保有個人情報の開示に係る電磁的記録の開示を受ける者は、当該電磁的記録の種別に応じ、組合の機関が定める開示の実施の方法ごとに組合の機関が定める額の当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第9条 組合の機関は、法第3章第3節の施策を講じる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、東葛中部地区総合開発事務組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年東葛中部地区総合開発事務組合条例第3号）第1条に規定する東葛中部地区総合開発事務組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講じる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、組合の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合の機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(東葛中部地区総合開発事務組合個人情報保護条例の廃止)
- 2 東葛中部地区総合開発事務組合個人情報保護条例(平成17年東葛中部地区総合開発事務組合条例第2号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第15条、第31条又は第39条の規定による請求(以下「旧開示請求等」という。)がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止その他の行為については、なお従前の例による。
- 4 施行日前にされた旧開示請求等に係る旧条例第45条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 6 次に掲げる者に係る旧条例第10条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
 - (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者のうち、施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
 - (2) 施行日前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
 - (3) 施行日前において指定管理者が行う公の施設の管理に係る業務に従事していた者
- 7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4項に規定する個人情報データベース(その全部又

は一部を複製し，又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは，2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者

(2) 前項第2号に掲げる者

8 附則第6項第3号に掲げる者が，正当な理由がないのに，施行日前において指定管理者が保有していた個人の秘密に属する事項が記録されたデータベース（旧個人情報を含む情報の集合物のうち，当該公の施設の管理に係る特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい，その全部又は一部を複製し，又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときも，前項と同様とする。

9 附則第7項各号に掲げる者又は前項に規定する者が，その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関又は指定管理者が保有していた旧条例第2条第3項に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し，又は盗用したときは，1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

10 前3項の規定は，本組合を組織する地方公共団体の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

（東葛中部地区総合開発事務組合情報公開条例の一部改正）

11 東葛中部地区総合開発事務組合情報公開条例の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「東葛中部地区総合開発事務組合個人情報保護条例（平成17年東葛中部地区総合開発事務組合条例第2号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第1項」に，「同条例」を「同法」に改める。

（東葛中部地区総合開発事務組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

12 東葛中部地区総合開発事務組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「東葛中部地区総合開発事務組合個人情報保護条例（平成17年東葛中部地区総合開発事務組合条例第2号）第46条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とする。

第6条に次の2項を加える。

- 4 前2項の規定にかかわらず、感染症のまん延の防止の必要その他のやむを得ない事情があると会長が認めるときは、委員に議事（第2条第2号の規定に係るものに限る。）に係る意見を求め、その半数以上から意見書の提出があった場合に限り、会長の決定をもって会議の議決に代えることができる。
- 5 会長は、前項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、当該決定について委員に報告しなければならない。

第7条第1項前段中「東葛中部地区総合開発事務組合個人情報保護条例第22条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第78条第1項第4号」に、「同条例第35条第1項」を「同法第94条第1項」に、「同条例第43条第1項」を「同法第102条第1項」に、「東葛中部地区総合開発事務組合個人情報保護条例第50条」を「同法第127条」に、「東葛中部地区総合開発事務組合個人情報保護条例第2条第3項」を「同法第60条第1項」に改める。

第12条中「第4号」を「第3号」に改める。

（東葛中部地区総合開発事務組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置）

- 13 施行日前に旧条例第46条第1項の規定による諮問がされた場合における当該諮問に係る調査審議については、なお従前の例による。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和 5年 1月30日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者職務代理者
東葛中部地区総合開発事務組合
副管理者 太田和美

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行いたいので提案する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例

(東葛中部地区総合開発事務組合職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 東葛中部地区総合開発事務組合職員の定年等に関する条例
(昭和59年東葛中部地区総合開発事務組合条例第3号)の一部
を次のとおり改正する。

本則中「柏市職員の定年等に関する条例(昭和59年柏市条例
第25号)」を「柏市職員定年等条例(昭和59年柏市条例第2
5号)」に改める。

本則に後段として次のように加える。

この場合において、同条例中「組合」とあるのは、「東葛中
部地区総合開発事務組合を組織する地方公共団体」と読み替
えるものとする。

(東葛中部地区総合開発事務組合職員再任用条例の廃止)

第2条 東葛中部地区総合開発事務組合職員再任用条例(平成16
年東葛中部地区総合開発事務組合条例第2号)は、廃止する。

(東葛中部地区総合開発事務組合人事行政の運営等の状況の公表
に関する条例の一部改正)

第3条 東葛中部地区総合開発事務組合人事行政の運営等の状況の
公表に関する条例(平成18年東葛中部地区総合開発事務組合条
例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「第28条の5第1項」を「第2
2条の4第1項」に改める。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

東葛中部地区総合開発事務組合職員高齢者部分休業条例
の制定について

東葛中部地区総合開発事務組合職員高齢者部分休業条例を次の
とおり制定する。

令和 5年 1月30日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者職務代理者
東葛中部地区総合開発事務組合
副管理者 太田和美

提案理由

地方公務員法第26条の3の規定により、職員の高齢者部分休業
に関し必要な事項を定めたいので提案する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第 号

東葛中部地区総合開発事務組合職員高齢者部分休業条例

東葛中部地区総合開発事務組合職員の高齢者部分休業等については、柏市職員高齢者部分休業条例（令和4年柏市条例第23号）の例による。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

職員の身分等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の身分等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 1 月 3 0 日 提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者職務代理者
東葛中部地区総合開発事務組合
副管理者 太 田 和 美

提案理由

準用する柏市条例の名称に変更があったため、提案する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第 号

職員の身分等に関する条例の一部を改正する条例

第2条第1号中「柏市職員のサービスの宣誓に関する条例」を「柏市職員サービス宣誓条例」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例の一部を改正する条例の制定について

東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5年 1月30日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者職務代理者
東葛中部地区総合開発事務組合
副管理者 太田和美

提案理由

関係市に分賦する経費の分賦率を改めたいので提案する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第 号

東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例の一部を改正する条例

東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例（平成18年東葛中部地区総合開発事務組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

本則各号を次のように改める。

(1) 総務費に関する分賦率

柏市	100分の53.6
流山市	100分の27.4
我孫子市	100分の19.0

(2) 民生費に関する分賦率

柏市	100分の54.1
流山市	100分の26.1
我孫子市	100分の19.8

(3) 障害者支援施設及び共同生活援助事業所の建設並びに建設に係る債務の償還に関する分賦率

柏市	100分の50.2
流山市	100分の26.7
我孫子市	100分の23.1

(4) 衛生費に関する分賦率

柏市	100分の53.5
流山市	100分の26.4
我孫子市	100分の20.1

(5) 斎場の建設並びに建設に係る債務の償還に関する分賦率

柏市	100分の50.1
流山市	100分の27.2
我孫子市	100分の22.7

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する

令和5年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計予算
について

令和5年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計予算を次の
とおり定める。

令和 5年 1月30日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者職務代理者
東葛中部地区総合開発事務組合
副管理者 太田和美

令和5年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計予算

令和5年度東葛中部地区総合開発事務組合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ762,864千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		553,462
	1 負担金	553,462
2 使用料及び手数料		110,505
	1 使用料	110,469
	2 手数料	36
4 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
5 寄附金		1
	1 寄附金	1
6 繰入金		80,000
	1 基金繰入金	80,000
7 繰越金		3
	1 繰越金	3
8 諸収入		18,892
	1 預金利子	1
	2 雑入	18,891
歳入合計		762,864

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
2 総務費		54,047
	1 総務管理費	53,990
	2 監査委員費	57
3 民生費		54,509
	1 社会福祉費	54,509
4 衛生費		515,489
	1 保健衛生費	515,489
5 公債費		128,819
	1 公債費	128,819
6 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		762,864